

第 2 次
札幌市子どもの権利に関する推進計画

平成 27 年（2015 年）3 月

札幌市

新・さっぽろ子ども未来プラン 別冊

【目次】

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け・関連計画との関係 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 第2章 現状と課題 | 2 |
| 1 第1次推進計画の評価 | 2 |
| 2 市民の意識等から見る子どもの現状 | 4 |
| 3 子どもの権利の保障を進める上での課題 | 12 |
| 第3章 計画の施策体系 | 14 |
| 1 基本理念 | 14 |
| 2 基本目標 | 14 |
| 【推進計画の施策体系】 | 15 |
| 第4章 施策の展開 | 16 |
| 基本目標1 「子どもの権利を大切にする意識の向上」 | 16 |
| 基本施策1 子どもの権利に関する理解の促進 | 16 |
| 基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援 | 17 |
| 基本目標2 「子どもの意見表明・参加の促進」 | 20 |
| 基本施策1 意見表明しやすい環境づくり | 20 |
| 基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援 | 21 |
| 基本施策3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援 | 23 |
| 基本目標3 「子どもを受け止め、育む環境づくり」 | 25 |
| 基本施策1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援 | 25 |
| 基本施策2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設の環境づくり | 26 |
| 基本施策3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり | 29 |
| 基本目標4 「子どもの権利の侵害からの救済」 | 31 |
| 基本施策1 権利侵害からの救済体制の整備・充実 | 31 |
| 基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり | 33 |
| 第5章 計画の推進と評価 | 36 |
| 1 推進体制 | 36 |
| 2 評価・検証 | 36 |
| 脚注 | 37 |
| 参考資料 | 38 |
| ■ 子どもとの意見交換の結果 | 38 |
| ■ 計画案に対する市民意見 | 42 |
| ■ 計画の策定経過 | 48 |
| ■ 札幌市子どもの権利委員会委員名簿 | 49 |

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行しました。

この計画は、権利条例の理念の実現を目指して、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組や、子どもの参加など、具体的な実践活動を総合的かつ計画的に進めていくため、権利条例に基づき策定するもので、平成22年度に策定した第1次計画の評価検証を踏まえた第2次計画として策定するものです。

2 計画の位置付け・関連計画との関係

この計画は、権利条例第46条に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を進めるための「総合的な計画」であり、札幌市の取組を示すとともに、子どもの生活の場における権利保障を具現化するため、家庭、育ち学ぶ施設（学校・施設）、地域における取組を推進する性格を有するものです。

「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画（さっぽろ子ども未来プラン）後期計画」（計画期間：平成22～平成26年度）が第1次推進計画と同様に期間満了となります。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した、札幌市の子どもに関する総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン（以下「新未来プラン」）」の策定に合わせ、その子どもの権利に関わる部分として、この計画を新未来プランの基本目標に位置づけることとし、子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実など、深く関連する取組において整合性を図り、札幌市として一体的な施策の展開を図るものとしています。

なお、札幌市では、札幌市のまちづくり¹に関する最上位の総合計画として「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）」を策定しており、本計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする個別計画となります。また、その他の関連する各施策分野の個別計画などの整合性に配慮しています。

3 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価

平成22年度に策定した第1次推進計画は、平成26年度までを計画期間とし、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を基本理念として掲げ、「子どもの意見表明・参加の促進」をはじめとした4つの基本目標のもと、個別の事業や取組など総合的な施策を展開してきました。

実施状況については、毎年度、札幌市子どもの権利委員会における審議や札幌市議会における報告を経て、市民に公表しています。

(1) 第1次推進計画の主な取組

【基本目標1：子どもの意見表明・参加の促進】

○ 子ども企画委員会の設置などによる子どもの意見の反映

市政においても様々な計画策定における子ども向けパブリックコメントの実施や子どもとの意見交換会(子ども企画委員会)の実施など、子どもの意見を反映するよう取組を進めました。また、子どもが市政に対して気軽に提案や意見が言えるように仕組みをつくりました。

○ 児童会・生徒会活動などによる子どもの参加の推進

各学校において、児童会・生徒会活動などによる行事やきまり等について話し合う場に子どもが参加する取組や、子どもが主体的にいじめ防止やボランティア活動に参加する取組を進めました。

【基本目標2：子どもを受け止め、育む環境づくり】

○ 放課後の居場所づくり

留守家庭児童対策の充実として、児童クラブ²の対象を小学6年生まで拡大しました。

○ 学びの環境づくり

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール³等民間施設に対し、事業補助による支援を行いました。

○ プレーパーク⁴事業の推進

札幌市プレーパーク基本方針及びプレーパーク事業推進要綱を策定し、普及啓発事業や活動支援などを行いました。

○ 学校におけるいじめへの対応

各学校において、いじめの取組年間計画に基づいた取組を推進しました。「いじめの状況等に関する調査」の際に、子どもがより素直な気持ちを回答できるように、「悩みやいじめに関するアンケート調査」として実施し、その回答を分析して子どもとのきめ細やかな面談を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を充実しました。

○ 不登校に対する取組

平成24年度から、不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「心のサポート一⁵配置モデル事業」を行い、平成25年度はモデル校を拡充して実施しました。また、学校への登校に抵抗感のある子どもが通えるように、学校以外の不登校対策施設として「教育支援センター白石・宮の沢」を開設しました。

【基本目標3：子どもの権利の侵害からの救済】

○ 札幌市児童相談体制相談強化プランに基づく取組

「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所においては児童虐待の通報があった際の職員の配置や家庭児童相談室⁶の設置、オレンジリボン地域協力員⁷の創設など、児童虐待の対応を強化しました。

○ 子どもアシストセンターの運営

子どもアシストセンターでは、年間約4,000件前後寄せられる相談に対し、親身に対応し、必要に応じて調査・調整等を行うなどにより、子どもの権利の侵害からの救済を図りました。また、各関係機関との連携強化や出前講座等を通じた広報・普及活動により、安心して相談ができる環境づくりに努めました。

【基本目標4：子どもの権利を大切にする意識の向上】

○ 子どもの権利の広報普及

子ども向け出前授業や教職員向け出前講座を新たに実施したほか、幼児やその保護者向けの絵本を新たに作成しました。

○ 教職員研修の充実

教職員研修の充実を図るとともに、対象者の拡大をはかり、従来の新任管理職研修、10年経験者研修に加えて、初任者研修においても子どもの権利の研修を実施しました。

○ 学習資料の作成

札幌市研究開発事業において、子どもの権利に関する研究を実施し、児童生徒向けの学習映像資料(DVD)を作成し、全市立学校に配布しました。

(2) 成果指標の達成状況

第1次推進計画では、以下の①～③を成果指標として設け、計画全体の達成状況を評価することとしています。

| 成果指標 | 子どもに関する実態・意識調査 | | 目標値 (H26) |
|--------------------------------------|----------------|-------|--------------|
| | H21年度 | H25年度 | |
| ①自分のことが好きだと思う子どもの割合 | 子ども | 53.2% | 65.4% |
| ②子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合 | 子ども | 42.4% | 59.3% |
| | 大人 | 55.4% | 54.9% |
| ③子どもの権利が守られていると思う人の割合 | 子ども | 48.3% | 57.0% |
| | 大人 | 48.4% | 49.1% |

(3) 第1次推進計画の評価（まとめ）

上記(1)の主な取組をはじめ、第1次推進計画で実施した取組や施策を通して子どもの権利の保障を総合的に進めてきたことで、(2)の達成状況からも、一定の成果を生んでいると評価することができます。

しかしながら、②子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合や③子どもの権利が守られていると思う人の割合の指標について、特に大人の値については、第1次推進計画期間中での目標の達成には課題が残るものとなっています。

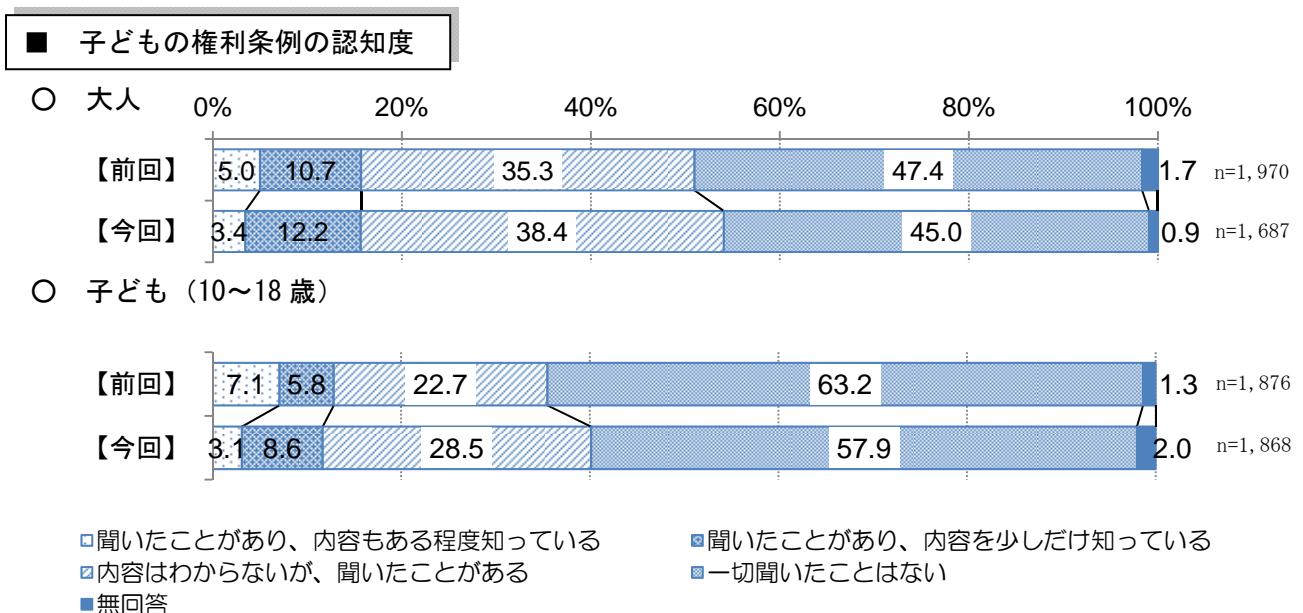
したがって、第1次推進計画の基本的な考え方は引き続き推進しつつ、第2次推進計画において子どもの権利の保障を一層進めよう、取り組んでいく必要があると考えられます。

2 市民の意識等から見る子どもの現状

子どもの実態や子どもを含む市民の意識を把握し、推進計画を策定する際の基礎資料とするため、平成 26 年（2014 年）1 月に大人・子どもそれぞれ 5 千人を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」（以下「実態・意識調査」という。）を実施しました。個別の結果については、札幌市の公式ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/plan.html#tyousa>）に掲載しています。なお、前回は平成 22 年（2010 年）3 月に実施しています。

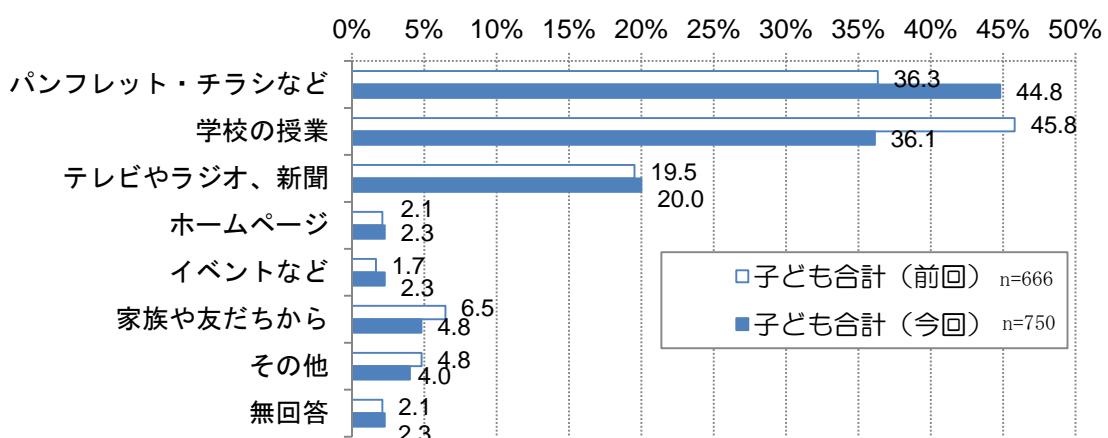
（1）子どもの権利条例の認知度について

実態・意識調査では、権利条例について『知っている（「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」「内容はわからないが、聞いたことがある」の合計）』と回答した割合は、大人が 54.0%、子どもが 40.2% となっており、いずれも前回を上回っています。認知度が前回を上回った一方で、内容の理解度はわずかではありますが、前回を下回っています。



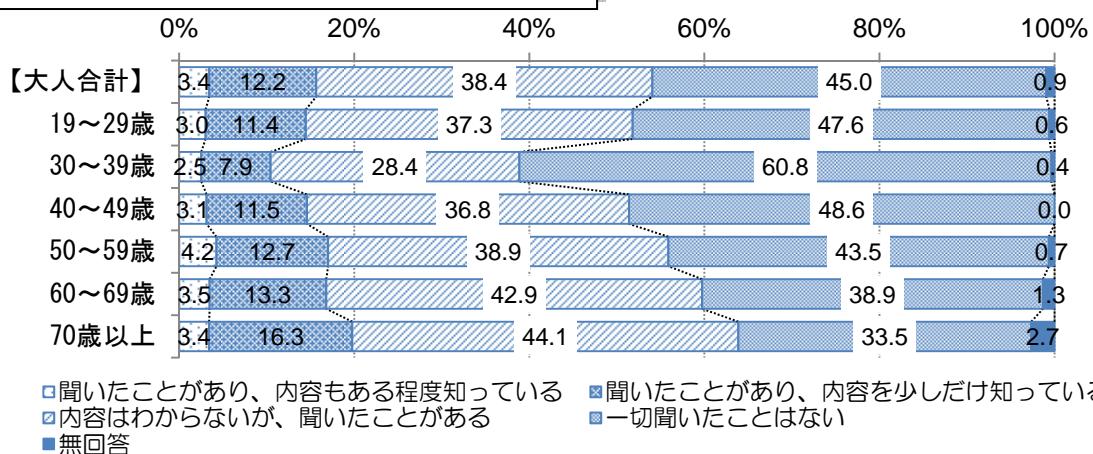
また、権利条例を『知っている』と答えた子どもに対し、その認知経路を聞いたところ、最も多いのが「パンフレット・チラシなど」、次いで「学校の授業」という結果になりました。

■ 子どもの権利条例の認知経路（子ども）



なお、大人の条例の認知度を年代別にみたとき、最も低いのが30～39歳代の38.8%と、大人全体の54.0%と比較して15.2ポイント低くなっています。

■ 子どもの権利条例の認知度（大人・年代別）



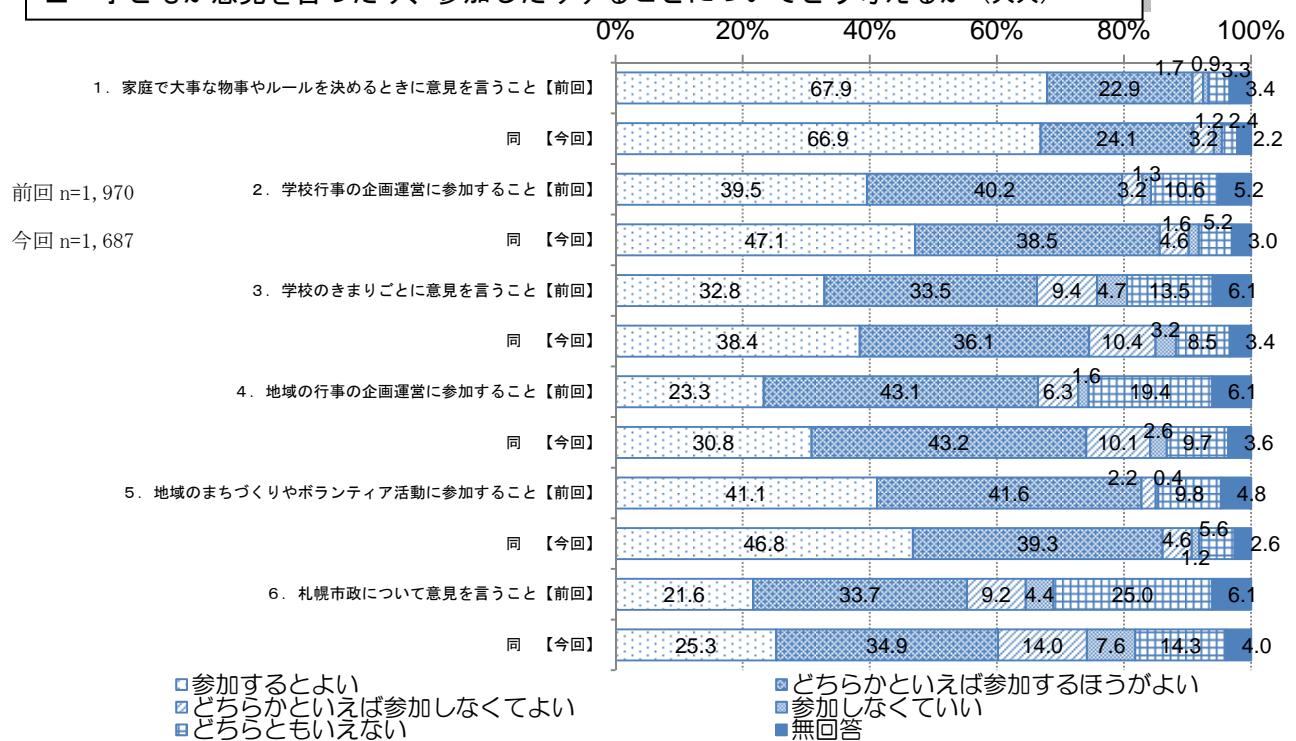
(2) 子どもの参加や体験について

① 子どもの意見表明・参加について

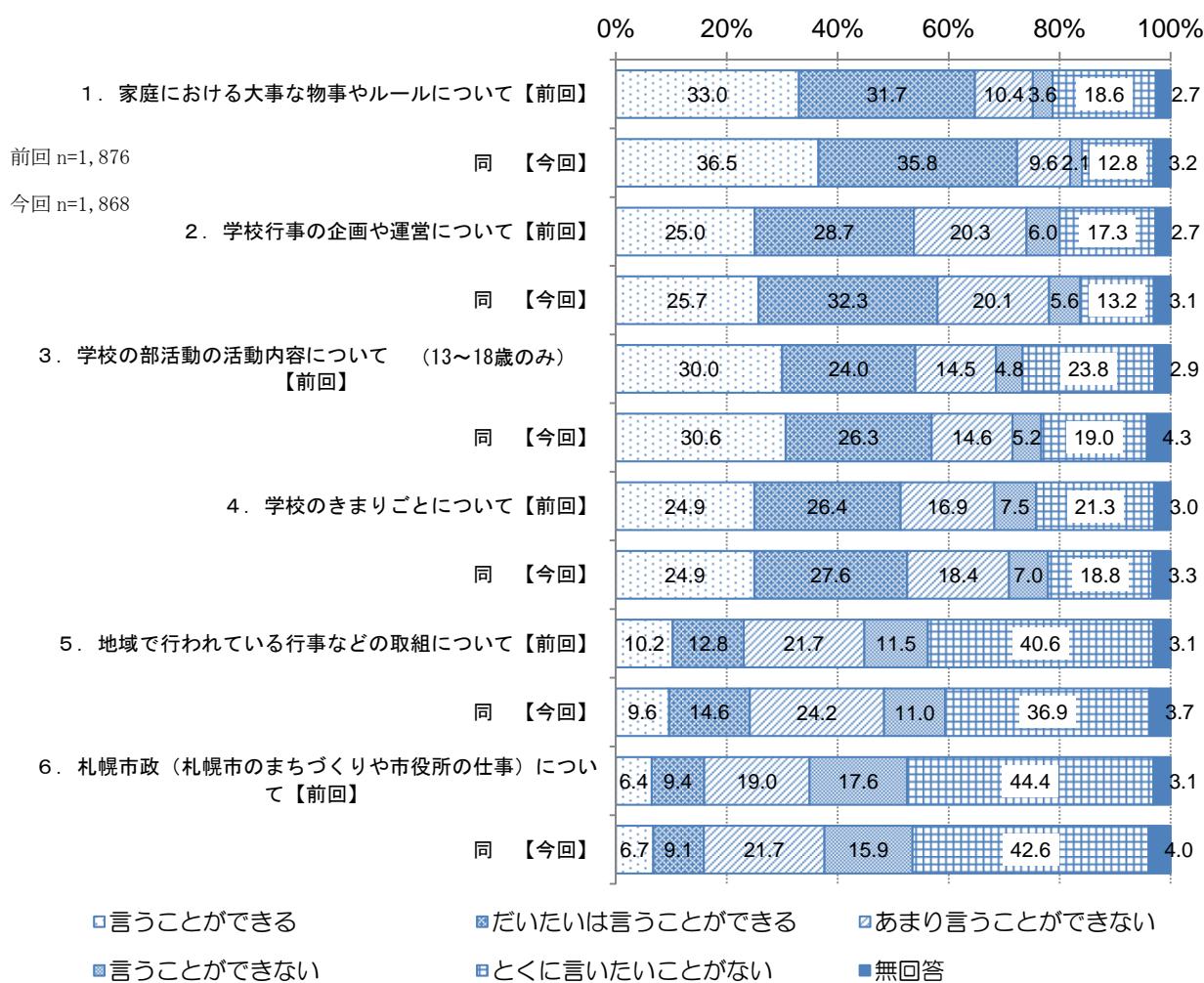
大人のグラフでは、様々な場において、「子どもが意見を言ったり、参加したりすることについて、『参加するとよい（「参加するとよい」と「どちらかといえば参加するほうがよい」の合計）』と答えた割合は前回より増加しています。

しかし、子どものグラフでは、「自分の考えや思いがあるときに言うことができるか（子ども）」について、『言うことができる（「言うことができる」と「だいたいは言うことができる」の合計）』と答えた割合は、いずれも前回より向上しているものの、大人と比較すると低い割合となっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分ではないことがうかがえる結果となりました。

■ 子どもが意見を言ったり、参加したりすることについてどう考えるか（大人）



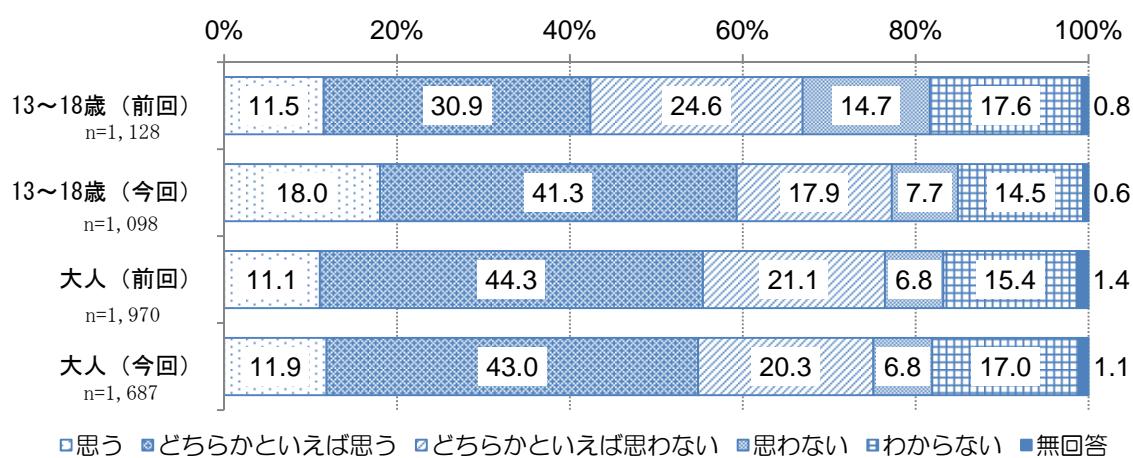
■ 自分の考え方や思いがあるときに言うことができるか（子ども）



② 体験活動について

「札幌は子どもが自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うか」という問い合わせに対して、『思う』（「思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した割合は、子どもが 59.3%、大人が 54.9% となっており、子どもが前回から 16.9 ポイントと大きく増加したのに対し、大人はわずかですが減少しています。

■ 札幌は子どもが自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うか

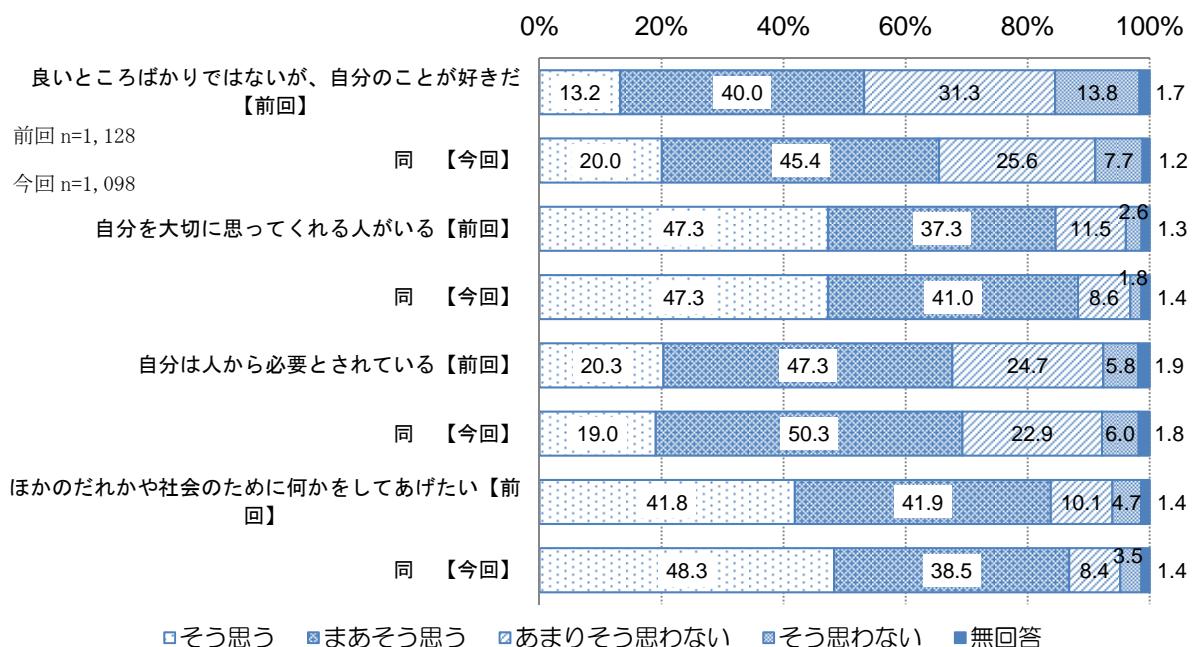


(3) 大人と子どもの関わりや子どものふだんの生活について

① 子どもの自己肯定感について

子ども(13歳以上向け)に対する「自分のことをどう思うか」に関する項目で、「良いところばかりではないが、自分のことが好きだ」について、『思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)と答えた割合が前回から12.2ポイントと大きく増加したほか、他の項目についても前回より『思う』と回答する割合が増加しています。

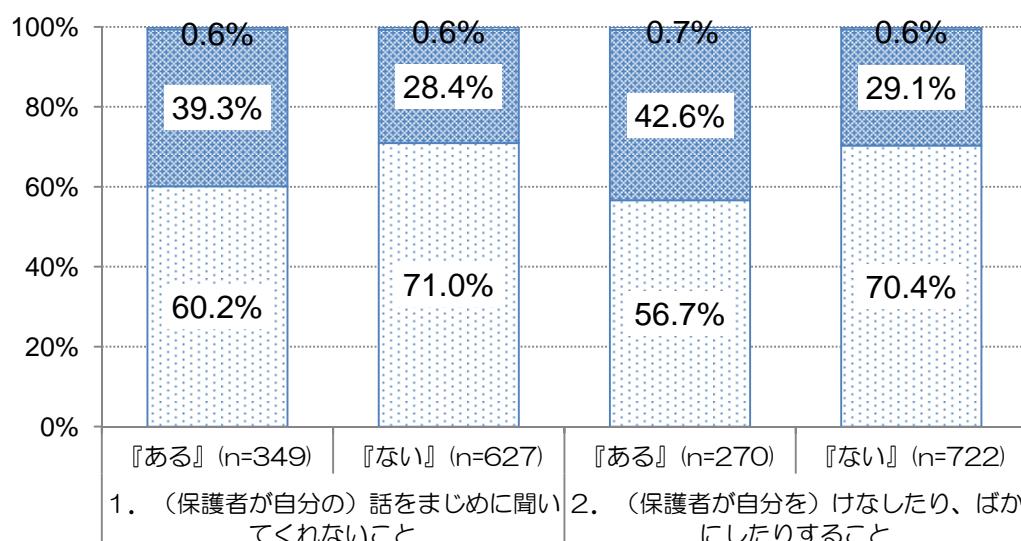
■ 自分のことをどう思うか (子ども: 13~18歳のみ)



また、保護者が「自分の話をまじめに聞いてくれない」、「自分をけなしたり、ばかにしたりする」ことがあると感じている子どもは、自分のことを「好きではない」と回答する割合が高くなっています。保護者の態度が子どもの自己肯定感に影響を与えていたことがうかがえる結果となりました。

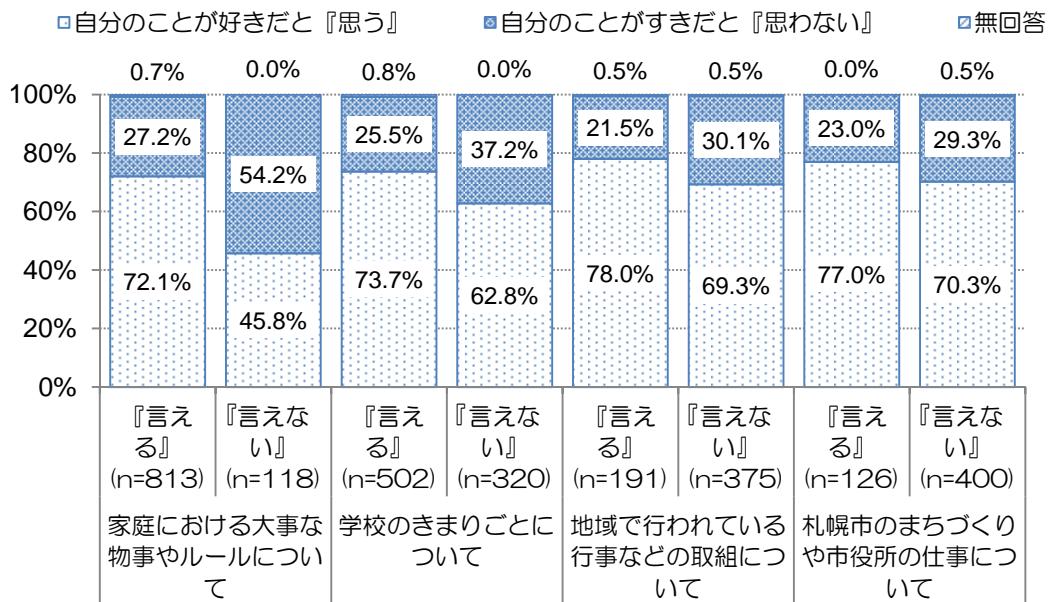
■ 自分のことをどう思うか (子ども) と保護者の態度の相関関係

□自分のことが好きだと『思う』 □自分のことが好きだと『思わない』 □無回答



さらに、様々な場面で自分の考えや意見を「言うことができる」子どもは、「自分のことが好き」と回答する割合が高くなっています。特に「家庭」や「学校」など、子どもに最も身近な環境において、子どもが自分の考えや思いを言うことができると感じるか否かが子どもの自己肯定感に影響を与えていることがうかがえる結果となりました。

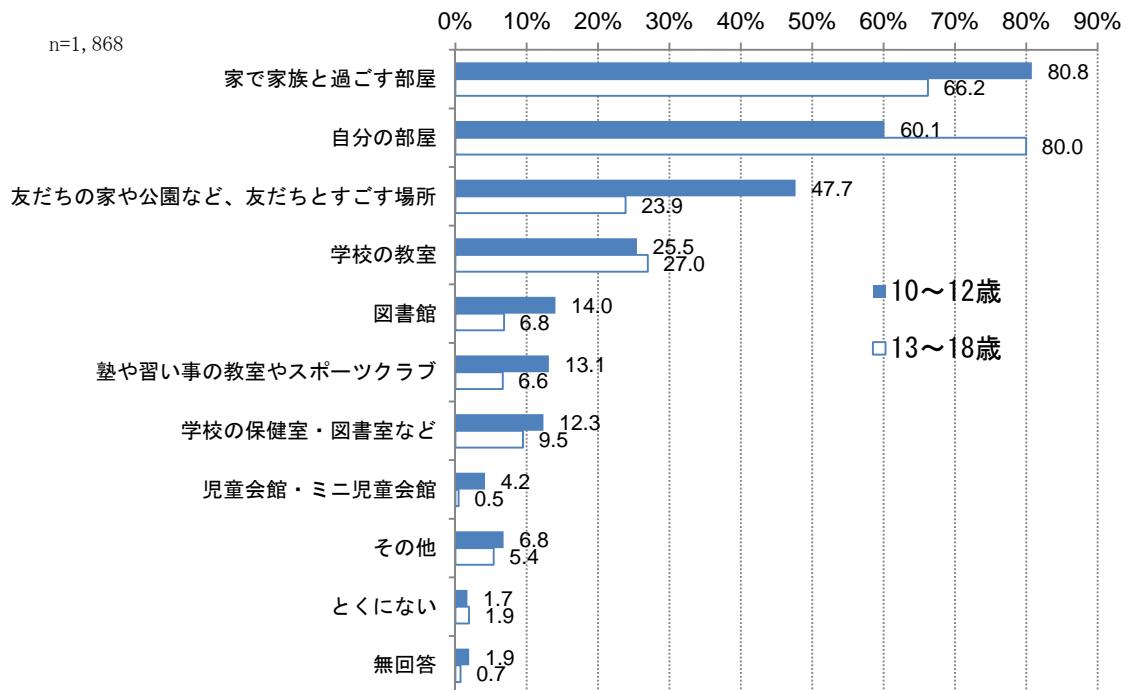
■ 自分のことをどう思うかと自分の考え方があるときに言うことができるかの相関関係



② 安心していられる居場所

子どもに対する問い合わせ「ホッとでき安心していられる場所」については、「家で家族と一緒に過ごす場所」10~12歳で80.8%、13~18歳で66.2%、「自分の部屋」10~12歳で60.1%、13~18歳で80.0%となっています。

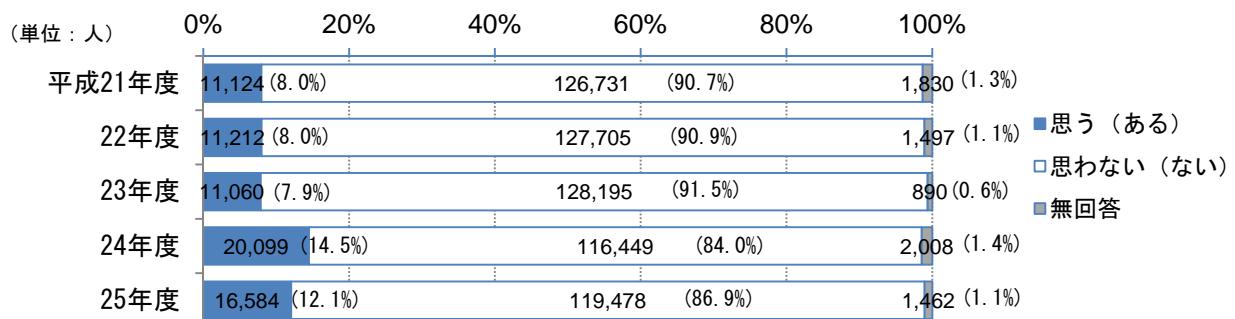
■ ホッと安心していられるのはどこか（子ども）



③ いじめの現状

札幌市教育委員会が市立学校の児童・生徒に対して実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、10%程度の子どもが「いじめられたことがある」と答えています。

■ 悩みやいじめに関するアンケート調査

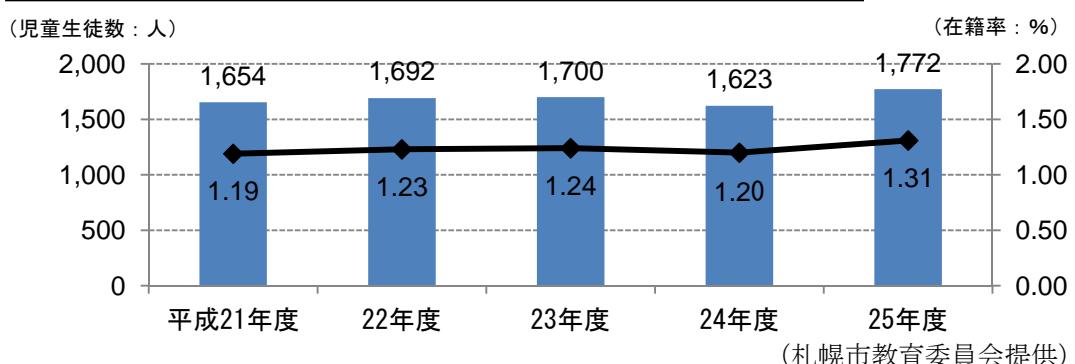


H23年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問であったのに対し、H24年度からは「今の学年になってから、いじめられたことがあるか」という設問に変更している。

④ 不登校の現状

文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における札幌市の小中学校の不登校児童生徒は、1,600～1,700人台（在籍率1.2%前後）で、おおむね横ばいに推移しています。

■ 不登校児童生徒数・在籍率の推移（市立小学校、中学校）

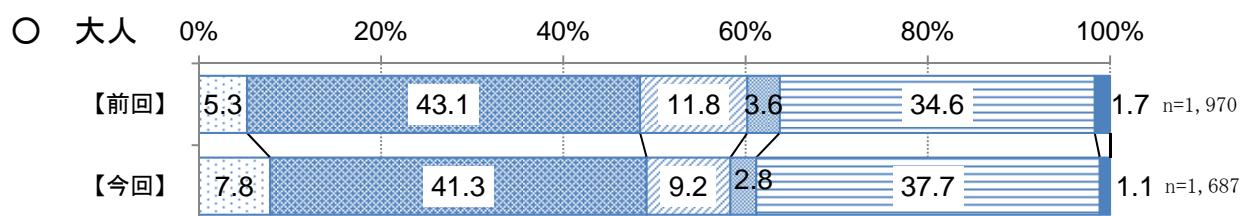


(4) 子どもの権利の侵害について

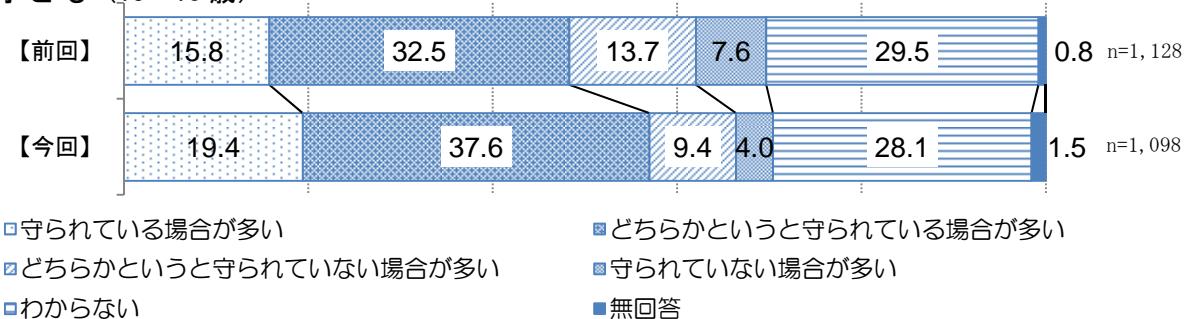
① 子どもの権利について

「札幌市では、子どもの権利が守られているか」の問い合わせに対して『守られている』（「守られている場合が多い」と「どちらかといえば守られている場合が多い」の合計）と回答した割合は、大人が49.1%と前回から0.7ポイント、子どもが57.0%と8.7ポイント増加しました。また、『守られていない』は、大人が12.0%と前回から3.4ポイント減少、子どもが13.4%と7.9ポイント減少しました。

■ 子どもの権利が守られているか



○ 子ども（13～18歳）



② 条例に定められている子どもの権利について

大人、子ども（13～18歳）に対する「条例に定められている権利で守られていないものはどれか」の問い合わせに対して、「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」が大人、子どもともに高い回答割合となっています。

■ 条例に定められている子どもの権利で守られていないと思うもの

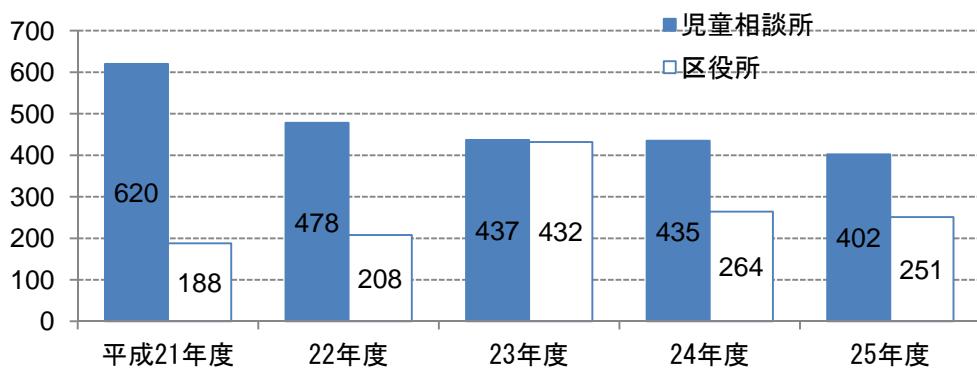
| 大人 (n=1,687) | 子ども（13～18歳）(n=1,098) |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること <u>37.5%</u> | いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること <u>46.0%</u> |
| 気軽に相談し、適切な支援を受けること <u>33.2%</u> | 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと <u>33.8%</u> |
| 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと <u>32.2%</u> | 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること <u>31.2%</u> |

③ 児童虐待について

札幌市における児童虐待の認定件数は年によって多少のばらつきはあるものの、平成25年度は、児童相談所が402件、区役所が251件となっております。

■ 児童虐待の認定件数

(札幌市児童福祉総合センター提供)



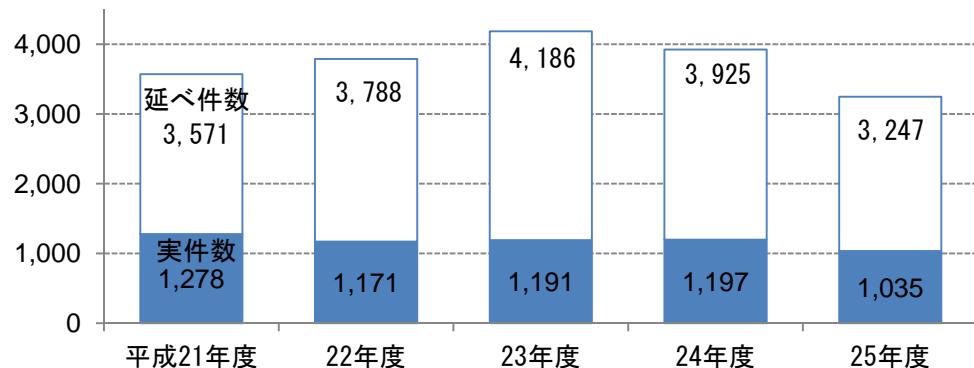
※ H23年度から区役所に家庭児童相談室⁶を設置。

④ 子どもアシストセンターについて

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の平成25年度の相談件数は実件数で1,035件となっており、そのうち子どもからの相談は592件で全体の6割程度です。平成21年度の開設初年度に比べ、子どもからの相談の割合は増えています(平成21年度:44.0%→平成25年度:57.2%)。

さらに、実態・意識調査における、子どもの認知度は、『聞いたことがある』(「知っているし、利用したことがある」「知っているが、利用したことはない」「名前は聞いたことがある」の合計)が77.1%と、前回からさらに3.7ポイント増加する高い結果となっており、気軽に相談できる場として認知されできていることがうかがえます。

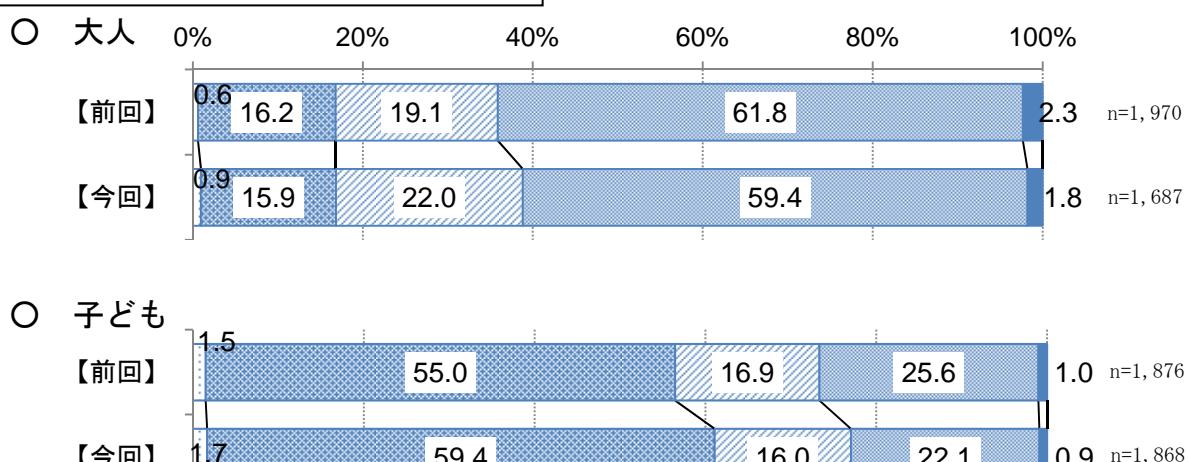
■ 相談受付件数等



| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 調整活動 | 41件 | 42件 | 19件 | 18件 | 21件 |
| 申立て | 3件 | 1件 | 1件 | 1件 | 5件 |
| 自己発意 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 | 1件※ |

※前年度から継続調査した案件

■ 子どもアシストセンターの認知度



- 知っているし、利用したことがある
- ▣ 名前は聞いたことがある
- ▨ 知らない
- 無回答

3 子どもの権利の保障を進める上での課題

「子どもに関する実態・意識調査」の結果などを基に、推進計画を策定するに当たっての課題を、以下のとおり整理します。

【課題1 子どもの権利についての広報普及・理解促進】

子どもの権利条例を施行してから5年が経過し、広報普及活動や権利学習の実施など、様々な取組を行っており、条例そのものの認知度は、平成21年度に実施した前回調査時よりも増加しているものの、いまだ高いとは言えないのが現状です。大人の年代別の認知度では、30歳代が最も低い結果となっており、就学前の子どもの保護者など、子育てに関わる大人への啓発活動が必要です。さらに、条例の理解という面で、「内容を知っている」と回答する割合が前回調査からわずかではあるものの減少していることは、重要な課題としてあげられます。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもを含めたより多くの市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な広報や、普及・啓発活動を行うことが課題となります。

また、条例の認知経路（子ども）について、「パンフレット・チラシなど」と「学校の授業」が最も高い結果となっており、学校における取組が非常に重要です。

教育委員会では、学校の管理職や初任者・10年経験者など一般教員に対する研修、さらには人権教育推進事業において実践的取組に向けた研究等を行っており、今後も、その研究成果を踏まえた具体的な取組を、他の学校に一層広めていくことが重要な課題としてあげられます。

【課題2 様々な場面における子どもの意見表明・参加の機会の拡充】

家庭や学校、地域、市政において、大人の回答では、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることを肯定的に捉えているにもかかわらず、実際に「言うことができる」と答えた子どもの割合は、前回調査よりは増加しているものの、高くはないのが現状です。

将来の札幌の自治を担う子どもが、あらゆる場において自分たちの意見を表明し、積極的に参加することができるよう、そのための仕組みづくりをいかに進め、意識の啓発を図るかが重要な課題です。

また、子どもが豊かに成長するためには、さまざまな体験活動や社会活動が重要な役割を果たしますが、その環境が必ずしも十分ではないと感じる子どもが、前回調査より減少しているもののいまだに一定程度いることから、引き続きこれらの機会を拡充するよう取り組むことが必要です。

【課題3 子どもの居場所の充実】

子どもの豊かな成長にとっては、ふだんの生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、さまざまな活動を通して人間関係をつくり合うことがとても大切です。

しかしながら、現在、遊び場の減少、核家族化、さらには地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えており、さらには、いじめや不登校など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状を鑑みると、子どもが安心して過ごすことができる居場所の存在がますます重要になっているといえます。

このため、子どもが大人に見守られ安心して過ごす中で、遊び、活動し、人間関係をつくり合うことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、今回の調査で家庭内での子どもに対する保護者の振る舞いや、家庭をはじめとした学校、地域や市政において、子どもが自分の考えや意見を言うことができると感じることと、自分自身を肯定的に捉えることとの間に一定の関係性が認められました。子どもの自己肯定感を高め、子どもの豊かな成長発達のため、子どもの身近な環境における大人の認識を高めていくための取組が必要です。

【課題4 子どもの権利の侵害への速やかな対応】

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が、大きな社会問題となっている中、札幌市においても子どもアシストセンターの相談や児童相談所の児童虐待の案件などが多いことから、いまなお深刻な問題があることがうかがえます。いじめや児童虐待などは、子どもにとつて身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、これらの権利侵害への対応は緊急の課題となっています。

また、実態・意識調査では、大人、子どもともに、権利条例で定める様々な権利の中でも「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」という権利が最も「守られていない」と感じているという結果が出ています。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、一人の人間として尊重される権利があるということを、すべての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重しあい、子どもの権利の侵害を未然に防ぐよう、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことができる環境を整えることが重要な課題です。

第3章 計画の施策体系

1 基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

～ 子どもの権利を大切にする環境の充実 ～

「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、あらゆる差別や不利益を受けることなく、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

すべての子どもが公平で豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、子どもの権利についての理解促進をはじめ、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るために、以下の4つを基本目標とし、施策を進めています。

基本目標1 「子どもの権利を大切にする意識の向上」

子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深めることが何よりも重要です。第2次推進計画では、このことを基本目標のはじめに据え、市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

基本目標2 「子どもの意見表明・参加の促進」

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利の一つといえます。

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性を育んでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めます。

基本目標3 「子どもを受け止め、育む環境づくり」

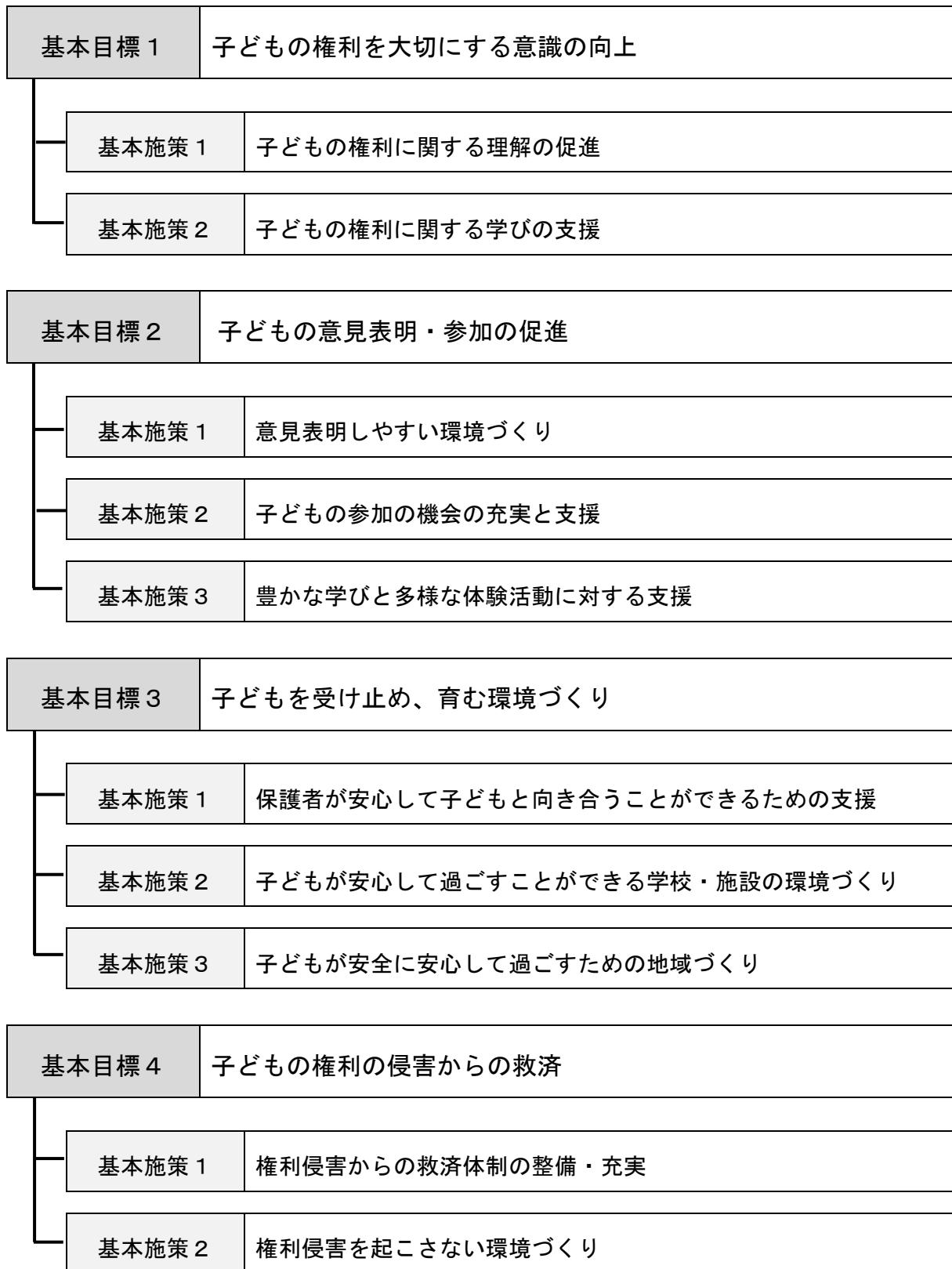
子どもが、いつでも保護者、学校・施設や地域など、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる環境づくりや、様々な活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

基本目標4 「子どもの権利の侵害からの救済」

子どもの権利の侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、子どもの権利の侵害についての正しい理解を進め、子どもの権利の侵害を起こさない環境の実現を図ります。

【 推進計画の施策体系 】

基本理念：子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現



第4章 施策の展開

基本目標1 「子どもの権利を大切にする意識の向上」

権利条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが正しく子どもの権利を理解し、日頃から子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。こういった大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるともいえます。また、子どもの権利が守られるためには、子ども自身が、自らの持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

子どもの権利に対する関心を高めるためには、権利条例の認知を進めることが有効であり、また、札幌市が権利条例を制定したことにより、市民の中に子どもの権利が大切にされ、守られているという実感が根付いていくことが、あらゆる権利の保障につながる大切なことであると考えます。しかし、権利条例の認知が一定程度進む一方で、条例の内容に対する理解の観点では、前回調査を下回る結果となっています。

今後、子どもの権利を実践的な行動につなげていくためには、これまでの広報・普及の充実はもちろん、単なる広報・普及にとどまらず、権利条例の理解を深め子どもの権利の理念の浸透を図る取組を、市民に対して積極的に進めていく必要があります。子どもとの意見交換の中でも、「今の子どもたちの権利が守られると、その子どもたちが親になったとき、さらにその子どもたちの権利が守られることにつながる。」といった意見が出ており、大人と子どもの双方への子どもの権利の理解促進は欠かせないものとなっております。

このため、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会を捉え、広報普及や理解促進のための活動に積極的に取り組み、子どもの権利を大切にする意識の向上を目指します。

基本施策1 子どもの権利に関する理解の促進

○ 子どもの権利の理解促進

子どもの権利についてのパンフレットやニュースレターなどによる広報、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を契機とした取組といった広報・普及に加えて、それらが市民に行き渡るよう、出前講座や出前授業といった直接大人や子どもに語りかけることのできるような手法に重点的に取り組みます。特に、就学前や小学校低学年の子どものいる保護者など、子どもとの関わりが深い世代や若い世代に対しては、第1次推進計画で作成した子どもの権利条例の絵本などの活用により、効果的な手法により理解促進を進めています。

また、権利条例を制定している他の自治体と連携を行いながら、より広域的に子どもの権利に関する情報を発信していきます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【新規】他都市との連携・情報発信 | 権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進めるとともに、札幌市の取組を積極的に発信する。 | 子) 子ども育成部 |
| 【新規】啓発活動の充実[再掲] | 絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。 | 子) 子ども育成部 |
| 【拡充】出前講座・出前授業の充実 | 子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。 | 子) 子ども育成部 |
| 「さっぽろ子どもの権利の日」事業 | 権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」において、子どもの参加の取組や大人向けの講演会など、子どもの権利の理解促進を進める。 | 子) 子ども育成部 |

○ 市民参加による広報・普及活動の充実

広報・普及や理解促進に当たっては、行政だけが行うのではなく、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していくような仕組みについても検討を進めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【新規】子どもレポーターの設置[再掲] | 子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。 | 子) 子ども育成部 |
| 【新規】他団体との連携による広報・普及活動の実施 | 読み聞かせ団体等と連携した子どもの権利の絵本の読み聞かせによる広報・普及活動を進める。 | 子) 子ども育成部 |
| 【新規】子どもの権利普及啓発員制度の検討 | 市民自らが子どもの権利の広報・普及の担い手となり、地域等で子どもの権利の保障を推進する、子どもの権利普及啓発員「(仮称) 子どもスマイルサポートー」の設置を検討する。 | 子) 子ども育成部 |

基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

○ 子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報・普及活動に加えて、市民向けの講座などを活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図ります。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 【新規】特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実 | 障がいのある子どもなどが、子どもの権利に関する理解を深めるため、その特性に配慮した学びの内容などについて、調査研究を進める。 | 子) 子ども育成部、教) 学校教育部 |
| 家庭教育学級の推進 | 親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。(※新未来プラン基本目標2-基本施策3(以下「新未来プラン2-3」と表記) [再掲]) | 教) 生涯学習部 |

○ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組が重要です。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、人権教育推進事業などにおいて、子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引などを通じて情報提供を行うなど、学校における実践の充実に向けた支援を行っています。子ども未来局と教育委員会では、小・中学生向けパンフレットの内容を見直しており、見直し後、学校の授業等で活用が図られるように取り組みます。

こうした取組をより一層推進し、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう指導の充実を図ります。特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、いじめ防止に向けた児童会・生徒会活動など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 小中学生向けパンフレットの活用 | 小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。 | 子) 子ども育成部、教) 学校教育部 |
| 民族・人権教育の推進 | 教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。 | 教) 学校教育部 |

| | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 | 子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート ⁸ など）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。 | 教）学校教育部 |
| 子どもの権利に関する教員研修 | 子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校において一層図られるよう、教員向けの研修を実施する。 | 教）学校教育部 |

基本目標2 「子どもの意見表明・参加の促進」

子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねることは、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながることから、様々な場面において意見表明、参加を保障することは、大変重要な意義を有していると同時に、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえでも、大切にしなければなりません。このことは、子どもが様々な場面で自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができると感じることと、子どもの自己肯定感に一定の関係性があると認められた、実態・意識調査の結果からも明らかです。

市政においても、子どもが市民の一人として、大人と共にまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識し、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。

しかしながら、課題2で述べたように、実態・意識調査において、子どもが自分の考えや思いがあるときに、それを『言うことができる』と答えた割合は必ずしも高くはありません。

さらに、子どもの成長にとって、さまざまな場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育んでいくためにとても大切です。

子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる環境づくりとそれを支える大人の理解を進めていきます。また、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めます。市政においても、さまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援するなど、これらの取組を通じて子どもの意見表明と参加の促進を目指します。

基本施策1 意見表明しやすい環境づくり

○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発

子どもが意見表明しやすい環境づくりを進めるために、意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を、積極的に行います。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------|
| 小中学生向けパンフレットの活用[再掲] | 小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。 | 子) 子ども育成部、教) 学校教育部 |
| 【拡充】出前講座・出前授業の充実[再掲] | 子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。 | 子) 子ども育成部 |

基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援

○ 市政における子どもの参加の推進

これまで札幌市では、市政における様々な施策や事業に、子どもの視点を反映できるよう取り組んできており、第1次推進計画策定後は、市の様々な計画や施策の決定の際などに、「子ども企画委員会」などの設置、子ども向けのパブリックコメントやアンケートを実施するなど、着実に成果をあげてきています。今後も、この方向性を継続しつつ、市政における子どもの参加をより積極的に進めます。

さらに、子どもの参加を進めるためには、子ども自身が内容を理解できるよう子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、例えば家庭でそのことについて話し合ったり、子ども同士で話し合い考えたりできるよう、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めるとともに、子どもが気軽に意見を提案できる方法を取り入れていきます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【新規】子どもレポーターの設置 | 子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。 | 子) 子ども育成部 |
| 子どもからの提案意見募集ハガキ | 子どもが市政に対して気軽に意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布する。 | 子) 子ども育成部 |
| 市政への子どもの意見の反映 | 子どもたちによる意見交換や検討を行う「子ども企画委員会」の設置や子ども向けパブリックコメントの実施など、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際は、子どもの意見を市政に反映するよう取り組む。 | 子) 子ども育成部 |
| 子ども議会の実施 | 子どもたちが子ども議員として、それぞれ10人程度の委員会に分かれて話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめる。まとめた提案事項を本会議で提案し、市長等が答弁を行う。 | 子) 子ども育成部 |
| 子ども向け情報提供の充実 | 子ども向け資料の作成や子ども向けホームページの作成など、子どもにわかりやすい情報発信を進める。 | 子) 子ども育成部 |

○ 施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進

すべての児童会館・ミニ児童会館⁹において設置している「子ども運営委員会」について、児童会館以外の、子どもが利用する施設においても、「子ども運営委員会」などの設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めます。

また、学校においても、児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めたり、例えば、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人(教師・親)と子どもが学校の行事やきまりなどについて話し合う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、子どもの参加の機会を充実します。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| わたしたちの児童会館づくり事業 | 子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ⁹ の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。 | 子) 子ども育成部 |
| 【拡充】「子ども運営委員会」の拡充 | 子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。 | 子) 子ども育成部 |
| 子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 [再掲] | 子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート ⁸ など）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。 | 教) 学校教育部 |

○ 地域における子どもの参加の支援

子どもが地域のまちづくりに関わることは、子どもが将来のまちづくりの担い手として成長するなど、大きな意義があるとともに、地域にとっても、まちづくりの活力を生み出すことがあります。

また、地域のまちづくりへの子どもの参加については、単に子どもが客体として参加するだけではなく、地域の取組の企画・運営に子どもの意見を反映するといった主体的な参加が進むよう、地域に対して積極的に働きかけていくとともに、参加を進めるに当たっては、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を認識できるよう意識の啓発を行い、協力・連携を図ります。

第1次推進計画では、「子どもまちづくりコンテスト」の実施など、地域に積極的に子どもが関わり、またそのことを支える大人への支援を行うことを通して、地域における子どもの主体的な参加の実践例を進めることができました。第2次推進計画においては、こうした事例の積極的な情報提供などを通して、子どもの参加の取組を関係団体等と連携して一層進めていきます。

こうした取組を進めた一方で、地域や市民からは、子どもの参加について「個々の地域や事情によっても手法が異なり、具体的な方法がわからない。」「子どもの参加を支援したいが、そうした活動の場がない。」といった声が聞かれます。こうした声を真摯に受け止め、子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的な取組についても検討を進めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 【新規】地域への子どもの参加の支援 | 地域における子どもの参加による取組が進むよう、子どもの参加に関する地域団体等への新たな支援の仕組みについて検討を進める。 | 子) 子ども育成部 |
| 子どもまちセン一日所長 | 地域の子どもを将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。 | 市) 市民自治推進室 |
| 元気なまちづくり支援事業 | 身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取組方法を紹介する手引きを配布する。 | 市) 市民自治推進室 |

基本施策3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

○ 札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援

札幌らしい特色ある学校教育のテーマの中で、「雪」や「環境」については、日常生活そのものに深く関わる内容であることから、学校教育だけの問題ではなく、地域のまちづくりの視点からも捉えることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活のあり方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実 | 札幌の歴史、自然、環境、公共、未来等に関する学習教材や指導方法等の研究推進校による研究開発を行い、その成果を各園・学校に普及啓発を図ることで、各教科等を通して札幌の特色や魅力を学ぶ機会を拡充する。 | 教) 学校教育部 |
| 札幌らしい特色ある学校教育の推進 | 各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中心とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。(※新未来プラン3-2 [再掲]) | 教) 学校教育部 |
| 子どもまちセン一日所長[再掲] | 地域の子どもを将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。 | 市) 市民自治推進室 |

○ 体験活動に対する支援

子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心を育み可能性を広げることにつながる、学びの充実を図る必要があります。

自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組について、様々な団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進めていきます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【新規】「子どもの体験活動の場」事業 | 子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。(※新未来プラン3-3 [再掲]) | 子) 子ども育成部 |
| 【拡充】プレーパーク ⁴ 推進事業 | 子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。(※新未来プラン3-3 [再掲]) | 子) 子ども育成部 |
| 小・中・高校生等の育児体験支援 [再掲] | 小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン ¹⁰ 等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。(※新未来プラン3-3 [再掲]) | 子) 子育て支援部 |

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることができます。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育んでいくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

今回の実態・意識調査では、子ども自身が「良いところばかりではないが、自分のことが好き」と回答する割合が大きく向上しました。特に、現状で述べたとおり、家庭における保護者の振る舞いと子ども自身が自分を肯定的に捉えることとの間には一定の関係性が認められ、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

これらのことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通じて周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことなどができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会（まち）全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくという観点から、子どもの貧困¹¹への対策について、今後検討していきます。

基本施策1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

○ 保護者への啓発や相談・支援体制の充実

実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」との子どもへの問い合わせは、「家で家族と過ごす部屋」(10~12歳: 80.8%、13~18歳: 66.2%)、「自分の部屋」(10~12歳: 60.1%、13~18歳: 80.0%)となっており、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

また、子どもの権利の保障の対象は、子どもの年齢によらないものであることから、子育て中に加え、出産を控えた世帯に対する相談・支援体制についても考えていく必要があります。

このことから、子どもの豊かな育ちにおける家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| 【新規】啓発活動の充実 | 絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。 | 子) 子ども育成部 |

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 妊婦支援相談事業 | 保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。(※新未来プラン2-2[再掲]) | 保) 保健所 |
| 母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業) | 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。(※新未来プラン2-2[再掲]) | 保) 保健所 |
| ワーク・ライフ・バランス ¹² 推進事業 | 市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行ふとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。(※新未来プラン2-1[再掲]) | 子) 子ども育成部 |
| 子育て支援総合センター事業 | 全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。(※新未来プラン2-3[再掲]) | 子) 子育て支援部 |
| 親育ち応援団の充実 | 講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。(※新未来プラン2-3[再掲]) | 教) 生涯学習部 |
| 子どもの学習支援事業 | 生活困窮世帯の中学生に対する学習支援を実施し、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に付けさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進する。 | 保) 総務部 |

基本施策2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設の環境づくり

○ いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラー¹³の全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、札幌市及び各学校で作成するいじめ防止基本方針に基づく取組や、子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容/達成目標 | 担当部 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 悩みやいじめに関するアンケート調査の実施 | 子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。 | 教) 学校教育部 |

| | | |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| スクールカウンセラー ¹³ の活用 | 児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。 | 教) 学校教育部 |
| スクールソーシャルワーカー ¹⁴ の活用 | スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。 | 教) 学校教育部 |
| 学校教育相談体制の充実 | 様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一體となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 学校ネットトラブル等対策 | 専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。 | 教) 学校教育部 |
| 子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）【再掲】 | 子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。 | 子) 子どもの権利救済事務局 |

○ 不登校に関する取組

不登校児童生徒への支援に関しては、学校が、心のサポーター⁵等の校内に配置された人材を活用した支援を実施したり、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関等と効果的に連携したりするなどして、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、取組の充実を図ります。また、何らかの事情により学校生活になじむことができない子どもの受け皿の一つとなっているフリースクール³などの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めることで、様々な子どもたちの居場所の確保に努めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| スクールカウンセラー ¹³ の活用 【再掲】 | 児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。 | 教) 学校教育部 |

| | | |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| スクールソーシャルワーカー ¹⁴ の活用[再掲] | スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。 | 教) 学校教育部 |
| 教育相談の充実 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。（※新未来プラン4-2 [再掲]） | 教) 学校教育部 |
| 学校教育相談体制の充実[再掲] | 様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一體となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 心のサポーター ⁵ の配置 | 不登校や不登校の心配がある子どもへの対応として、子ども自身や家庭に個別の対応や関係機関と連携を行う心のサポーターを学校に配置し、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの不登校状況の改善を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 教育支援センター機能の充実 | 学校に通うことが難しい不登校児童生徒に対応するため、学校以外の場において子どもの不安や悩み等を和らげ、自信を回復させる居場所となる教育支援センターの機能を充実させ、より身近で関係機関とつながりやすい支援体制の構築を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 不登校児等グループ指導事業 | 不登校・ひきこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身に付けるために、グループ指導を行う。 | 子) 児童福祉総合センター |

○ 施設に関する取組

児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりや、子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図ります。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| わたしたちの児童会館づくり事業[再掲] | 子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ⁹ の運営等に主体的に・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。 | 子) 子ども育成部 |
| 【拡充】「子ども運営委員会」の拡充[再掲] | 子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。 | 子) 子ども育成部 |

| | | |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 児童会館・ミニ児童会館 ⁹ 事業 | <p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ²に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。(新未来プラン3-3[再掲])</p> <p>※放課後子ども総合プラン¹⁵に基づく目標事業量等 【小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：87か所⇒平成31年度：96か所 【放課後子供教室¹⁶の整備計画】(平成27年度から平成31年度まで) すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。 【放課後児童クラブの開所時間】 児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p> | 子) 子ども育成部 |
| 民間児童育成会 ¹⁷ への支援 | <p>「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。(新未来プラン3-3[再掲])</p> | 子) 子ども育成部 |
| 児童会館における中・高校生の利用促進 | <p>中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。(新未来プラン3-3[再掲])</p> | 子) 子ども育成部 |
| 児童養護施設等基幹的職員研修会の実施 | <p>施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図る。(新未来プラン4-1[再掲])</p> | 子) 児童福祉総合センター |

基本施策3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、様々な経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

そのため、子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、いじめや児童虐待の理解、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めています。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 青少年育成委員会事業 | 地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。（新未来プラン 3-3 [再掲]） | 子) 子ども育成部 |
| 少年育成指導員による指導・相談 | 思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通じて非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。（新未来プラン 3-3 [再掲]） | 子) 子ども育成部 |
| 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 | 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。（※新未来プラン 2-4 [再掲]） | 市) 地域振興部 |

○ 子どもの主体的な活動の促進・支援

子どもが主体となって他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体・NPOなどの関係団体との役割分担や連携のもと、機会の充実に向けた支援を行います。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 少年団体交流事業 | 市内で活動する少年 6 団体 ¹⁸ の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験の場を設ける。 | 子) 子ども育成部 |
| 少年団体活動補助事業 | 異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「公益社団法人札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。 | 子) 子ども育成部 |
| 少年リーダー養成研修 | 子ども会活動等を円滑に進めるため、活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。基本研修では少年リーダーとしての必要な知識及び技術の習得を目指し、実践研修では、子ども会や地域で少年リーダーが事業の企画・運営などを行い、研究効果を還元する。 | 子) 子ども育成部 |

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変化する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、こうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、適切な対応が必要です。また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。

こうしたいじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」や児童相談所をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。また、すべての子どもたちが、権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求める声を上げるといった、意見表明に対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

虐待を予防するという観点からは、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るため、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整えるよう努めます。さらに、児童虐待に対する対応が複雑化する中で、子どもの安全を守るために、児童相談所での対応をより一層充実するほか、早期発見・早期対応を図るため、関係機関の緊密な連携を進めます。

基本施策1 権利侵害からの救済体制の整備・充実

○ 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもたちのつらい気持ちや様々な悩みに対して、子どもアシストセンターでは、幅広く相談に応じ、助言や支援を行っています。また、必要に応じて、調整活動などを通して適切な救済が行われています。電話やメールのほか、面談による相談を行っていますが、事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

また、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、相談・救済の活動の実効性を高めるとともに、子どもがいつでも安心して相談できる環境づくりに、引き続き取り組みます。

学校におけるいじめに対しては、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止について取組を進め、不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたると同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター） | 子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。 | 子) 子どもの権利救済事務局 |
| 悩みやいじめに関するアンケート調査の実施[再掲] | 子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。 | 教) 学校教育部 |
| スクールカウンセラー ¹³ の活用[再掲] | 児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。 | 教) 学校教育部 |
| スクールソーシャルワーカー ¹⁴ の活用[再掲] | スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関との連携を行うことにより問題の解決にあたる。 | 教) 学校教育部 |
| 学校教育相談体制の充実[再掲] | 様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一體となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 学校ネットトラブル等対策[再掲] | 専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。 | 教) 学校教育部 |
| 児童家庭支援センター運営費補助事業 | 子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。（※新未来プラン2-3[再掲]） | 子) 児童福祉総合センター |

○ 児童虐待への対応

各区役所に職員を配置し、児童福祉相談や支援体制の強化を進めており、引き続き虐待対応の充実を図るほか、「オレンジリボン協力員⁷制度」の充実、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能強化によって、関係機関のより効果的な連携を進めるなど、関係機関が情報を共有しながら、児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・適切な対応に万全を期します。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 児童福祉相談・支援体制の強化 | 児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していく。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 【拡充】オレンジリボン地域協力員 ⁷ 制度の拡充 | 地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 子ども安心ホットラインの運営 | 子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24 時間 365 日、電話による相談を受け付ける。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 児童虐待早期発見・早期対応事業 | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査 | 虐待通告後 48 時間以内に子どもの安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 要保護児童対策地域協議会 | 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第 25 条の 2）において規定された要保護児童対策地域協議会を運営する。また、「区要保護児童対策地域協議会」の活性化を図る。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 【拡充】一時保護所の定員拡充・環境改善 | 一時保護所の定員を拡充し、迅速かつ確実に保護できる環境を整えるとともに、生活空間や学習環境等の整備を行うことで、安心して生活できる環境を整える。 | 子) 児童福祉総合センター |

基本施策 2 権利侵害を起こさない環境づくり

○ 権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利は、本人が権利の侵害を受けていることを意識しにくいことや、被害が表面化しにくいといった特性に配慮する必要があります。

こうしたことから、大人に対しては、子どもの権利について正しく理解し、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくといった権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身に付けることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や直接子どもたちに働きかける出前授業などをはじめとした様々な学びの機会を充実します。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 【拡充】出前講座・出前授業の充実[再掲] | 子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。 | 子) 子ども育成部 |
| 民族・人権教育の推進[再掲] | 教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。 | 教) 学校教育部 |
| 小中学生向けパンフレットの活用[再掲] | 小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。 | 子) 子ども育成部、教) 学校教育部 |
| 多文化共生推進事業 | 子どもも含めた国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、札幌国際プラザを中心に異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。 | 総) 国際部 |
| 福祉読本の発行 | 小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。 | 保) 障がい保健福祉部 |

○ 深刻な育児不安を抱える保護者への支援

核家族化や地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

保護者が子どもを安心して育てることができるよう、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などにより、児童虐待の未然防止に努めます。

【主な取組】

| 事業・取組名 | 事業内容 | 担当部 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 育児不安保護者支援事業(コモンセンス・ペアレンティング ¹⁹⁾ | 育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(養育支援訪問事業) | 育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。(※新未来プラン2-2[再掲]) | 保) 保健所 |
| 妊婦支援相談事業[再掲] | 保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。(※新未来プラン2-2[再掲]) | 保) 保健所 |

| | | |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業） [再掲] | 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。 (※新未来プラン2-2 [再掲]) | 保) 保健所 |
| 児童虐待早期発見・早期対応事業 [再掲] | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 【拡充】オレンジリボン地域協力員 ⁷ 制度の拡充 [再掲] | 地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。 | 子) 児童福祉総合センター |
| 子ども安心ホットラインの運営 [再掲] | 子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24時間365日、電話による相談を受け付ける。 | 子) 児童福祉総合センター |

担当部の記載について

総：総務局

市：市民まちづくり局

保：保健福祉局

子：子ども未来局

教：教育委員会

第5章 計画の推進と評価

1 推進体制

(1) 全市の推進体制

計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やN P O、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

(2) 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する府内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

2 評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び府内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、P D C A サイクル (Plan : 計画、Do : 実施、Check : 評価、Action : 改善検討) の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

【 成果指標 】

| 指標 | 現状値 (平成 25 年度) | 目標値 (平成 31 年度) |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|
| 自分のこと好きだと思う子どもの割合 | 65.4% | 75% |
| 子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合 | 【子ども】 59.3% 【大人】 54.9% | 65% |
| 子どもの権利が守られていると思う人の割合 | 【子ども】 57.0% 【大人】 49.1% | 65% |
| いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（現状値は平成 24 年度、目標値は平成 30 年度） | 【小学校】 92.1% 【中学校】 82.2% 【高校】 80.7% | 95% 88% 86% |

脚注

| 番号 | 用語 | 説明 |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | まちづくり | ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。 |
| 2 | 児童クラブ | 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。 |
| 3 | フリースクール | 不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などをを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。 |
| 4 | プレーパーク | 子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、既存の公園などにおいて、「規制を極力排除した子どもの遊び場」を地域住民等が開催・運営する取組。 |
| 5 | 心のサポーター | 不登校やその心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人一人の子どもの状況に応じた支援を行う有償ボランティア。 |
| 6 | 家庭児童相談室 | 各区に設置する子どもの福祉に関する身近な相談窓口。児童虐待通報のほか、養育相談等の電話・来所相談を実施している。 |
| 7 | オレンジリボン地域協力員 | 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。 |
| 8 | ピア・サポート | ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。 |
| 9 | ミニ児童会館 | 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。 |
| 10 | 子育てサロン | 子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。 |
| 11 | 子どもの貧困 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることとされており、都道府県において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。 |
| 12 | ワーク・ライフ・バランス | やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。 |
| 13 | スクールカウンセラー | 子どもの不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。 |
| 14 | スクールソーシャルワーカー | 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。 |
| 15 | 放課後子ども総合プラン | すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。 |
| 16 | 放課後子供教室 | すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。 |
| 17 | 民間児童育成会 | 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。 |
| 18 | 少年6団体 | (公社) 札幌市子ども会育成連合会、(一財) 札幌市体育協会札幌市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト北海道連盟札幌地区委員会、ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会、日本海洋少年団連盟札幌海洋少年団、(公財) 交通道徳協会札幌支部札幌鉄道少年団。 |
| 19 | コモンセンス・ペアレンティング | 行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待予防を図るプログラムのこと。 |

【参考資料】

■ 子どもとの意見交換の結果

第2次推進計画の策定にあたり、子どもの意見を聞くため、子ども企画委員会「ぼくらの未来を考えよう！」委員会を設置し、小学5年生から高校生を対象に公募で集まった子どもたちと意見交換を行いました。

意見交換では、子どもたちを3グループに分け、それぞれテーマを「子どもの権利」「子育てしやすいまち」「放課後や休日の居場所、体験活動」としました。各グループでは、最初に職員から現状を説明し、テーマに対する問題点や課題について話し合いを行いました。

次に、こうなってほしい札幌の未来について話し合いを行い、そのために子どもたち自身ができること・すべきことや、大人や市にしてほしいことについて話し合いの結果をまとめました。

1 参加者

小学5年生から高校2年生までの14名。

参加者の募集は、チラシを作成し、各学校や区役所などの公共施設へ配布。

2 実施日

平成26年7月29日（火）10時～15時

3 結果概要

（1）現状

○ 子どもの権利

- ・ 子どもの権利について
- ・ アンケート「子どもの権利が守られているか？」の結果について
- ・ 権利条例の認知度について

○ 子育てしやすいまち

- ・ 札幌市の子育て施策について
- ・ アンケート「子育てに楽しさと大変さのどちらを感じるか？」の結果について
- ・ ワーク・ライフ・バランスについて

○ 放課後や休日の居場所、体験活動

- ・ 体験活動の内容について
- ・ アンケート「札幌は体験しやすい環境か？」の結果について
- ・ アンケート「放課後や休日の過ごし方」の結果について



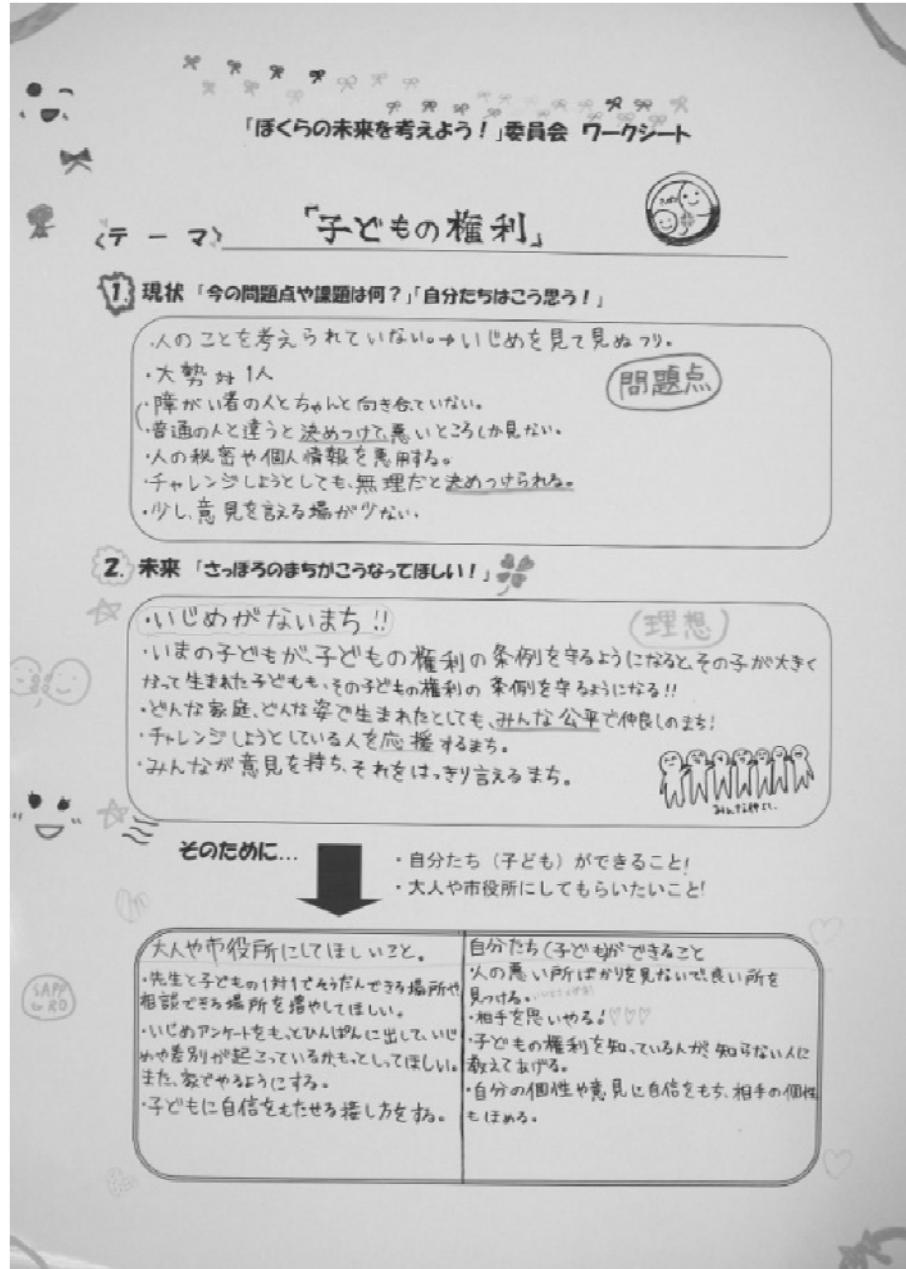
(2) 子どもからの意見の概要

○ 子どもの権利

「主な意見」

- ・ 権利条例は知らないが、パンフレットは見たことがあるし、アシストセンターは知っている。
- ・ 自分がというわけではないが、いじめはあると思う。いじめられている人を見てもなかなか声をかけるのは難しい。自分がいじめられてしまうと感じるので、そこは大人になんとかしてほしい。安心して生きる権利は、守られていないことが多いと思う。
- ・ 自分らしく生きる権利が守られて、個性が尊重されるといじめる人もいなくなると思う。
- ・ グループ内には塾に行っている子どもが一人もいなかったが、まわりには毎日習い事に行ったり、塾に行っている人も結構いる。豊かに育つ権利については、守られていると思う。
- ・ 生徒会や学級会など、学校で意見を言える機会はあるが、もう少しふえるといいと思う。
- ・ 今日のように、違う学校や学年の人と話したりする機会が増えるといいと思う。

「まとめた内容」



○ 子育てしやすいまち

「主な意見」

- ・子育て中の人気が重いものを持っているなど、困っているときに助けてあげるとよい。
- ・小さい子どもと積極的に関わるようにする。
- ・公園などで親と小さい子が遊んでいるときに、その子どもと遊んであげると親の負担を減らすことができると思う。そうして近所の人との関わりを深める。
- ・子育てを経験した人がアドバイスできるようにする。
- ・1か月に1回は、親が子どもとたくさんふれ合える日をつくるようにする。
- ・子どもを安心して預けることができる環境をつくる。
- ・雑誌や地下鉄の広告などで子育てのサービスや施設について情報発信をする。

「まとめた内容」

「ぼくらの未来を考えよう！」委員会 ワークシート

★ テーマ 子育てをしやすい街 札幌 ★

1. 現状 「今の問題点や課題は何？」「自分たちはこう思う！」

- ・子育てについての情報不足
- ・安心して遊べる所不足
- ・子育てへの関心X
- ・近所でのつながり
- ・ワークライフバランスを保つ

2. 未来 「さっぽろのまちがこうなってほしい！」

- ・子育てをしている人だけでなく地域の人にも関心を持ってもらおう
- ・親のストレス軽減
- ・のびのびと育て学校でも楽しめる
- ・ワークライフバランスによって親も子供もなごむことができる

そのため…

↓

・自分たち（子ども）ができること
・大人や市役所にしてもらいたいこと

大人

- ・情報の提示（もっとみんなにわかってもらう）
- ・安心・安全の確保（遊具と見守ってくれる人）
- ・地域内の協力（その人に合った協力）

子供

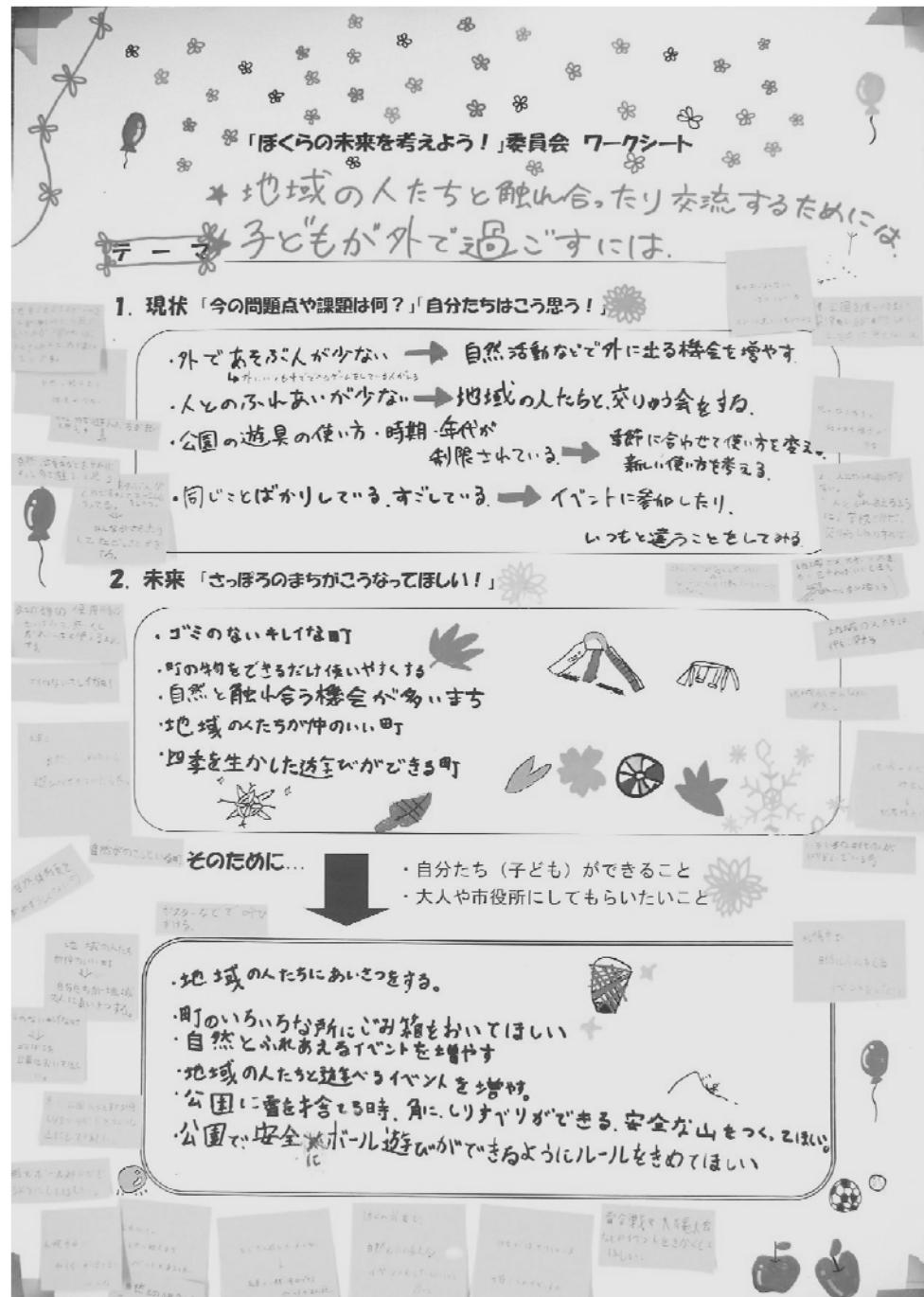
- ・小さい子供と積極的なコミュニケーションをとる

○ 放課後や休日の居場所、体験活動

「主な意見」

- ・放課後や休日に学校の図書館を開放してほしい。
- ・学校のグラウンドや体育館でイベントをひらいてほしい。
- ・公園でバーベキューができるなど、自由に使えるようにしてほしい。
- ・地域の人と関わることが増え、仲良くなると、犯罪が少なくなり、安心してすごせる。あいさつが大事。
- ・外でもゲームをしている子どもが多いので、公園で体を動かして遊ぶようにすればいい。
- ・違う年代の人とふれ合う機会が少ないので、そうした機会を増やしてほしい。
- ・札幌は四季がハッキリしているので、それを生かして地域のイベントなどをするとよい。

「まとめた内容」



■ 計画案に対する市民意見

第2次推進計画は、子どもに関する総合的な計画である新未来プランの基本目標に位置づけていることから、一体的なものとして市民から意見を募集しました。寄せられたご意見については、意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をとりまとめるとともに、計画に反映できるものは内容を変更しました。

なお、意見の募集にあたっては、一般用（高校生以上向け）の資料に加え、小・中学生向けの資料を作成し、各学校を通して小学4年生以上の全クラスに配布したほか、児童会館や図書館など、子どもが利用する施設でも配布し、子どもが意見を提出しやすいものとしました。

また、市内の小・中学校3校を訪問し、計画案の説明を行い、児童・生徒と意見交換を行いました。

1 実施概要

(1) 意見募集期間

平成27年1月28日（水）～2月26日（木）

(2) 募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール

(3) 主な資料配布場所

子ども未来局、市役所本庁舎、各区役所、各まちづくりセンター、児童会館など

2 意見結果

(1) 提出者人数・件数

一般 176人、444件

小・中学生 751人、1,080件

(2) 提出者の内訳

| 区分 | 一般 | |
|-------|------|-------|
| | 提出者数 | 構成比 |
| 10代 | 0 | 0% |
| 20代 | 19 | 10.8% |
| 30代 | 53 | 30.1% |
| 40代 | 29 | 16.5% |
| 50代 | 13 | 7.4% |
| 60代以上 | 1 | 0.6% |
| 70代以上 | 2 | 1.1% |
| 不明 | 59 | 33.5% |
| 合計 | 176 | 100% |

| 区分 | 子ども | |
|-----|------|-------|
| | 提出者数 | 構成比 |
| 小学生 | 281 | 37.4% |
| 中学生 | 466 | 62.1% |
| 不明等 | 4 | 0.5% |
| 合計 | 751 | — |

(3) 意見の内訳

ア 一般

| 意見区分 | 件数 | 構成比 |
|--------------------------------|-------|-------|
| 計画全般に関する意見 | 25 件 | 5.6% |
| 少子化対策に関する意見 | 8 件 | 1.8% |
| 子どもの権利の推進に関する意見 | 10 件 | 2.3% |
| いじめや児童虐待などの子どもの権利侵害に関する意見 | 10 件 | 2.3% |
| 保育施設の整備や保育サービスに関する意見 | 203 件 | 45.7% |
| 放課後の居場所・留守家庭支援に関する意見 | 48 件 | 10.8% |
| 仕事と子育ての両立に関する意見 | 7 件 | 1.6% |
| 妊娠・出産や親子の健康に関する意見 | 15 件 | 3.4% |
| 子育て支援・経済的支援に関する意見 | 57 件 | 12.8% |
| 防犯・子育てしやすい生活空間に関する意見 | 1 件 | 0.2% |
| 学校教育に関する意見 | 5 件 | 1.1% |
| 体験機会・活動場所に関する意見 | 15 件 | 3.4% |
| 社会的自立が困難な若者への支援に関する意見 | 1 件 | 0.2% |
| 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援に関する意見 | 12 件 | 2.7% |
| ひとり親家庭への支援に関する意見 | 7 件 | 1.6% |
| その他の意見 | 20 件 | 4.5% |
| 合計 | 444 件 | 100% |

イ 小・中学生

| 意見区分 | 件数 | 計画体系の位置付け | |
|---------------------------------|---------|------------|-------------------|
| | | 推進計画 | 新未来プラン |
| (1) 子どもの権利を多くの人に知ってもらう普及啓発に関するこ | 199 件 | 1-1 | 1-1 |
| (2) 子どもの権利を理解してもらうため、学校と協力すること | 55 件 | 1-2 | 1-1 |
| (3) 意見を言ったり、参加したりできる機会を増やすこと | 79 件 | 2-1 2-2 | 1-2 |
| (4) 子どもの体験活動や児童会館について | 147 件 | 2-3 3-2 | 1-2 1-3 3-3 |
| (5) 子どもの権利侵害から子どもを守る取組について | 118 件 | 4-1 4-2 | 1-4 |
| (6) いじめや不登校について | 222 件 | 3-2 4-1 | 1-3 1-4 |
| (7) 子育て家庭への支援について | 69 件 | 3-1 | 2-1 2-3 |
| (8) だれもがお互いを大切にし合う社会について | 18 件 | — | 4-1 |
| (9) その他、計画全体 | 173 件 | — | — |
| 合計 | 1,080 件 | — | — |

3 学校への訪問

(1) 実施日

平成 27 年 2 月 3 日（火）～5 日（木）の 3 日間

(2) 対象

小学校 1 校、中学校 2 校

(3) 概要

各学校を訪問し、小・中学生向けの計画案をもとに、計画の目的、権利条例や札幌の子どもの現状、子育て支援の取組などについて説明し、児童・生徒と意見交換を行いました。

(4) 児童・生徒からの主な意見

【子どもの権利の普及啓発について】

- ・ 子どもの権利について、教科書に書いて、道徳の授業で教えるようにすると、子どもが理解するようになる。
- ・ 子どもの権利や権利条例について、テレビ CM をながす。
- ・ お祭りやイベントなど、人が集まる場所で PR すると多くの人が知ることができる。
- ・ 子どもには、絵本だけではなく、カルタやゲームなどにすると、遊びながら知ることができます。
- ・ 「権利」という名前が難しいので、別の言葉に変える。

【子どもの意見表明や参加について】

- ・ 言論の自由があることをきちんと子どもに教える。
- ・ スマートフォンを持っている子どもも多いので、気軽に意見を言うことができるよう に、アプリで市役所へ意見や提案を伝えることができるとよい。

【児童会館などの体験活動について】

- ・ ミニ児童会館でサッカーがしたい。
- ・ 中学生が児童会館で利用できる夜間の時間が短いので、延ばしてほしい。

【子育て支援について】

- ・ 「子育て」に対して、「楽しさの方が多い」「楽しさと大変さが同じくらい」「大変さの方が多い」どれだと思うか?
 - 「楽しさが多い」 3割弱
 - 「同じくらい」 5割程度
 - 「大変さ」 2割程度
- ・ 子育ては、大変だとは思うけど、楽しさの方が多いと思う。子どもが小さいうちは大変だけど、成長する過程を見ることができ、それに伴って親も一緒に成長できると思う。
- ・ 子育てサロンが増えると、女性が安心して外出できるようになる。
- ・ 自分に子どもがいることを想像すると、歩きタバコをしている人などがいると悪影響があり安心できないので、もっと対処してほしい。

- ・ 子ども服の店でも段差があったり、小さい子連れの人専用のエレベーターに子連れではない人がのっていたりするので、そうしたことをもっとみんなで考えていけると、子育てしやすいまちになると思う。



4 計画案からの修正点

修正点 1

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当箇所 | 基本目標 2 基本施策 2 「子どもの参加の機会の充実と支援」（P. 21） |
| 修 正 前 | 子どもの参加を進めるためには、子ども自身が内容を理解できるよう子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、例えば家庭でそのことについて話し合ったり、子ども同士で話し合い考えたりできるよう、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めます。 |
| 修 正 後 | 子どもの参加を進めるためには、子ども自身が内容を理解できるよう子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、例えば家庭でそのことについて話し合ったり、子ども同士で話し合い考えたりできるよう、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めるとともに、子どもが気軽に意見を提案できる方法を取り入れていきます。 |
| 修正理由 | 子どもが市政等について意見を言うことについて、子どもから、「もっと気軽に意見を言える方法があるとよい。」といった趣旨の声が寄せられました。計画では、返信ハガキのついた資料による子どもからの提案意見の募集なども行うことから、本文にもその旨を明記しました。 |

修正点 2

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当箇所 | 基本目標 3 基本施策 3 「子どもが安全に安心して過ごせる地域づくり」（P. 29） |
| 修 正 前 | 子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、P T Aなどの関係団体、N P Oなどと連携を図りながら地域全体で進めています。 |
| 修 正 後 | 子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、いじめや児童虐待の理解、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、P T Aなどの関係団体、N P Oなどと連携を図りながら地域全体で進めています。 |
| 修正理由 | いじめや児童虐待といった子どもの権利侵害への対応については、基本目標 4 に位置付け、具体的な施策の展開をしているところですが、「子どものいじめや虐待など、関係団体を対象とした講習を実施すべき。」といったご意見をいただきました。権利侵害の予防や対応については、行政のみならず地域の役割が非常に重要であるため、「子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり」に権利侵害を未然に防ぐ観点から、ご意見を反映するよう修正を加えました。 |

修正点3

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当箇所 | 基本目標4 基本施策2 「権利侵害を起こさない環境づくり」（P. 33） |
| 修 正 前 | 子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身に付けることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や様々な機会を通した学びの機会を充実します。 |
| 修 正 後 | 子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身に付けることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や <u>直接子どもたちに働きかける出前授業などをはじめとした</u> 様々な学びの機会を充実します。 |
| 修正理由 | 子どもたちから、「パンフレットなどの広報だけではなく、直接学校に来て、どんな相談があるのかなどの説明を受けた方が実感できる。」といった声が複数寄せられたことから、計画本文にもその内容を反映させるよう修正を加えました。 |

■ 計画の策定経過

| 日程 | 札幌市関係 | 市民意見関係 |
|--------------------|---------------------------------------------|------------------------------|
| 平成25年 9月 12日 | | 第9回札幌市子どもの権利委員会 (第2期) |
| 10月 29日 | | 第10回札幌市子どもの権利委員会 |
| 12月 20日 ～1月 15日 | 子どもに関する実態・意識調査 | |
| 平成26年 2月 6日 | | 第1回札幌市子どもの権利委員会 (第3期) |
| 4月 22日 | | 第2回札幌市子どもの権利委員会 |
| 5月 15日 | | 第3回札幌市子どもの権利委員会 |
| 6月 27日 | | 第4回札幌市子どもの権利委員会 |
| 7月 29日 | | 子どもとの意見交換 |
| 8月 22日 | 子どもの権利総合推進本部 関係課長会議 | |
| 9月 4日 | 子どもの権利総合推進本部 関係部長会議 | |
| 9月 8日 | | 第5回札幌市子どもの権利委員会 |
| 10月 6日 | | 第6回札幌市子どもの権利委員会 |
| 10月 31日 | | 第7回札幌市子どもの権利委員会 |
| 11月 13日 | 子どもの権利総合推進本部 関係課長会議 | |
| 12月 4日 | 子どもの権利総合推進本部 関係部長会議 兼 企画調整会議幹事会（部長会議） | |
| 12月 17日 | 子どもの権利総合推進本部会議 兼 企画調整会議（局長会議） | |
| 12月 19日 | 市長、副市長への報告 | |
| 平成27年 1月 15日 | 札幌市議会文教委員会への報告 | |
| 1月 28日～ 2月 26日 | | 計画案公表、パブリックコメント実施 |
| 2月 3～5日 | | 出前授業による学校訪問 (小学校1校、中学校2校) |
| 3月 20日 | | 第8回札幌市子どもの権利委員会 |
| 計画の完成、公表 | | |

■ 札幌市子どもの権利委員会委員名簿

| | 氏 名 | 職 業 等 |
|------|------------------|-------------------|
| 委員長 | ちば 千葉 たかし 順 | 北海学園大学 名誉教授 |
| 副委員長 | とさばやし 土佐 林 ひとし 仁 | 札幌市中学校長会 事務局次長 |
| 委員 | おおかわ 大川 てつや 哲也 | 札幌弁護士会子どもの権利委員会委員 |
| 委員 | かじい 梶井 しょうこ 祥子 | 札幌大谷大学 教授 |
| 委員 | きたもと 北本 よしかず 義和 | 札幌市小学校長会 事務局長 |
| 委員 | きむら 木村 あおい | 公募委員 |
| 委員 | しみず 清水 かずえ 一江 | 札幌市P.T.A協議会 副会長 |
| 委員 | すずき 鈴木 としかつ 利勝 | 札幌市民生委員児童委員協議会理事 |
| 委員 | たつみ 翼 けいこ 佳子 | 公募委員 |
| 委員 | とよた 豊田 なおみ 直美 | 公募委員 |
| 委員 | にしい 西井 けんじ 健治 | 公募委員 |
| 委員 | はた 秦 なおき 直樹 | 札幌児童養護施設協議会会长 |
| 委員 | ふかぼり 深堀 まなか 麻菜香 | 公募委員 |
| 委員 | みかわ 三河 ゆうや 侑矢 | 公募委員 |

敬称略、正副委員長を除き五十音順

発行：平成 27 年 3 月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

電話：011-211-2942 ファクス：011-211-2943

電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
01-F 01-15-71
27-1-28